

○内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町
- 二 構造改革特別区域の名称 北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置

事業（八二九）

○内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで
認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企业人育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学
校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、
空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、修了者に対する初級システムアドミニストレ

1 夕試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基
本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年六月七日内閣府告示第五百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 あいちIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで
認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学
校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、
修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一

一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浜田市
- 二 構造改革特別区域の名称 ふるさとはまだ果実酒・ふるさと弥栄どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 浜田市の全域（ただし、酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許に係る特定事業については、浜田市の区域の一部（旧弥栄村）に限る（詳細は内閣府において閲覧に供する。）。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特

定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県山県郡北広島町
- 二 構造改革特別区域の名称 北広島やまなみ 果実酒・どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県山県郡北広島町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市及び西条市
- 二 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市及び西条市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇和島市
- 二 構造改革特別区域の名称 “牛鬼の里 うわじま” 虹色酒づくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇和島市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 二 構造改革特別区域の名称 こうちIT人づくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 久留米市
- 二 構造改革特別区域の名称 久留米市地域密着共生型福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 久留米市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年七月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 竹田市
- 二 構造改革特別区域の名称 奥豊後竹田・醸造文化の里特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 竹田市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）